

食品事業者の皆様

令和3年11月30日までに

食品営業の届出をしましょう



食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から、営業許可業種以外の食品の製造等を行う場合、保健所への届出が必要となります。

既に府規則による業務開始届出書を提出されていても、改めて届出が必要となります。引き続き食品の営業等を行う方は、改めて令和3年6月1日から同年11月30日までに保健所に営業の届出をしてください。

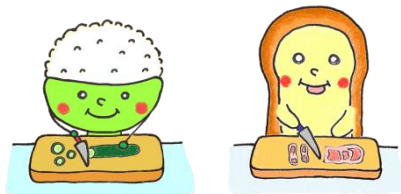
届出の対象となる業種（例）

食品製造・加工業 (許可が必要となる場合を除く)	米粉、小麦粉、食酢、こんにゃく、寒天、干し芋、鶏卵選別包装、カレー粉、調味料、製茶、健康食品、海藻など
温度管理が必要な食品の販売	パッケージされた食肉又は魚介類、牛乳・乳製品、冷凍食品、氷雪など
短期消費される食品の販売	弁当、野菜、果物の販売業など
許可不要の調理業	1回20食程度以上の集団給食施設、コップ式自動販売機（屋内設置）など
食品の貯蔵	冷凍冷蔵倉庫など
合成樹脂製の器具・容器包装製造業	プラスチック食器・調理器具、食品用ラップフィルム、ペットボトルなど
その他	行商など

届出に食品衛生責任者の設置が必要！

届出には、食品衛生責任者の設置が必要となります。

食品衛生責任者は、調理師、栄養士、製菓衛生師、養成講習会の受講者等であることが必要です。



届出は電子申請しましょう！



食品衛生等申請システム

営業の届出は、厚生労働省のホームページから届出することができます。保健所に足を運ばずに手続きができますので、是非ご活用ください。

(今までどおり申請用紙による届出も可能です。)

ハサツブ HACCP に沿った衛生管理に取り組もう！

食品衛生法が改正され、令和3年6月から、原則として、全ての食品事業者に一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理が求められることになりました。

手引書を参考に簡略化された衛生管理を行いましょう。



衛生管理計画を作成！



HACCP マンガを
読んでみよう！



計画を実施！



業界団体の手引書を
参考に作成しよう！



結果を記録・確認！



HACCP カレンダーに
記録してみよう！

保健所で
HACCP の
個別相談会を
実施しています！

●わからないことは保健所にお問い合わせください！

保健所名	連絡先	市町村名
乙訓	075-933-1241	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北	0774-21-2912	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南	0774-72-4302	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹	0771-62-4754	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西	0773-22-6382	福知山市
中丹東	0773-75-1156	舞鶴市、綾部市
丹後	0772-62-1361	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町